

# 甲状腺等価線量の算出対象について

甲状腺等価線量の算出については、以下の目的別に母集団が異なっている。

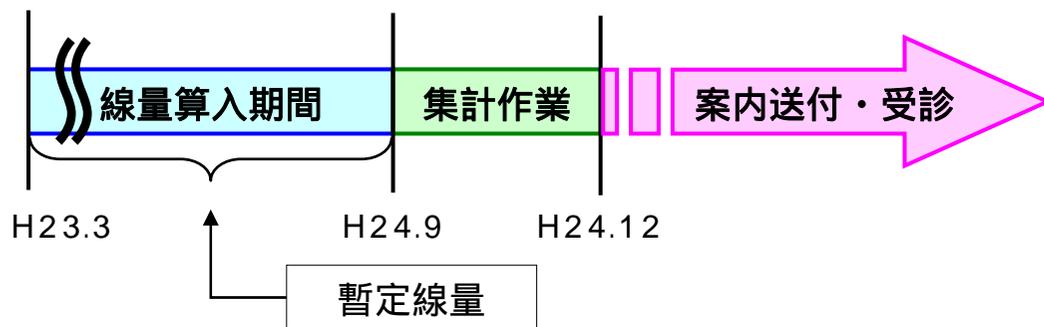
- ・WHO（世界保健機関）：学術目的のため、甲状腺等価線量が実測できた方のみを対象
- ・長期健康管理：健康管理目的のため、全員を対象とし安全側の評価値を採用

		測定機器	
		甲状腺モニタ	全身測定等
I-131 検出 状況	I-131検出 (実測値評価)	WHO提出(H24.4)データ：学術目的 100mSv超：178名 / 522名	
	I-131未検出 (補正評価)	超音波検査対象者抽出(H25.7)用データ：健康管理目的 100mSv超：1,972名 / 19,592名 (H25年度案内用として)	
備考		JAEA、放医研で精密測定した方 甲状腺沈着量を 精密測定可能 ・全身測定で 20mSv超対象 	事故直後に小名浜 等で測定した方 全身で校正したI-131 を測定 過大評価となる (同タイプの検出器 で約3倍) 

I-131（ヨウ素131）の補正評価：内部被ばくの測定が遅れたため、半減期の短いI-131が検出されなかった場合、空気中のヨウ素とセシウム之比やヨウ素の検出限界値からヨウ素の線量を計算評価したもの。安全側に評価しているため、過大評価となる。

# 当社独自の長期健康管理制度の線量算出について

## H24年度（実効線量・甲状腺等価線量）



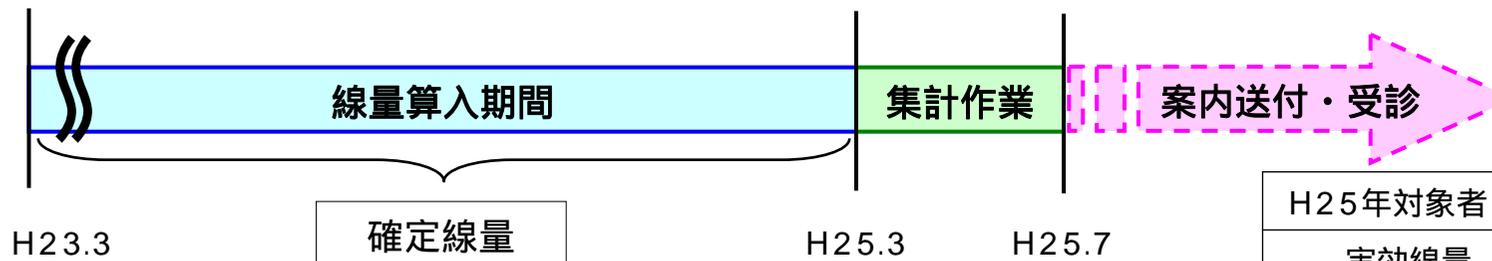
- ・実効線量の集計は随時実施し、新規対象となった方へ案内を順次送付
- ・当社は、H24.8に甲状腺等価線量による頸部超音波検査の実施を決定

H24年対象者	東電社員	協力企業
実効線量 (50～100mSv以下)	501人	522人
甲状腺等価線量 (100mSv超)	975人	887人
との重複対象者 (再掲)	417人	266人

平成24年度の当社独自の長期健康管理制度における対象者数に誤りがありましたので、訂正箇所を赤文字で記載しております。

(訂正日：平成25年8月2日)

## H25年度（実効線量・甲状腺等価線量）



- ・年度の途中で新たに対象となる作業員を考慮し、線量集計は半期毎に実施し、新規対象者へ案内を追加送付

H25年対象者	東電社員	協力企業
実効線量 (50～100mSv以下)	534人	600人
甲状腺等価線量 (100mSv超)	976人	996人
との重複対象者 (再掲)	436人	268人